

ヨーロッパ北部の国々では、とりわけ資本集約的な農業が実践されており、経営資源の一体的継承が要請されることになる。例えば、イギリスでは、農業経営は、代価なしに後継者に一体的に委譲される。他方で、非後継者は、経営存続のために多大の犠牲を甘受しているように見える。ハーンによれば、「農業が近代化すればするほど、また農業者が土地を経済資源と考えれば考えるほど、彼らは家族の同意に依存するようになる」のである。

2) 農家所得

ところで、農業経営が家産と見られているか、経営資本としてみられているかは、その経営の経済成果に大きく依存している。以下の表1が示すように、加盟国間での経営粗収入の相違はかなり大きい。88年において、50歳以上のフランスの経営主の内、後継者がいるのは27%でしかなかったのに対し、オランダでは47%で合った事実は、経営の経済的側面によるところが大きいであろう。

表1 経営の平均粗収入（1987年、単位 UDE）

	西独	ベルギー	デンマーク	西	仏	アイルランド	イタリア	オランダ	ポルトガル	英國	EU全体
UDE	16.7	23.9	34.9	5.3	21.9	8.8	7.4	45.2	3.9	42.2	10.9

資料：M.Blanc, P.Perrier-Cornet

注：1UDE は小麦1.5ヘクタールに相当

また、こうした経営の経済的成果と農業者の未婚率との関係は、オランダやイギリス、デンマークなどについては妥当するかもしれないが、なお、深い分析が必要であろう。

2. フランスにおける農業者の独身問題の諸相

(1) フランスにおける農業者の未婚率

標高とともに未婚率が上昇するといわれるよう、パリ周辺部では、他の職業従事者と同じ程度の未婚率なのに対し、山岳・条件不利地帯の農業者の未婚率は高くなる。例えば、データは古いが、82年に、40~49歳の男子農業者全体の未婚率は18%であったが、パリ近郊のイル・ド・フランス州で9%であったのに対し、ミディピレネーやオーヴェルニュ州では25%であった。

しかし、こうした未婚率には農業所得による影響も寄与している。例えば、85年時点です、35~39歳層で、10~20ヘクタールの経営者のうち未婚者は22%であったのが、35~50ヘクタールでは10%、70ヘクタール以上では3%のみであった。このように、独身問題は主として小規模農家の問題である。例えば、同年の12ヘクタールの経営規模（小麦換算面積）の35~54歳では未婚率は実に40%以上であった。

ところで農業者の未婚率の顕著な上昇は、50年代から60年代にかけて始まった。5

0年代半ばまでは、未婚率は労働者のそれより遙かに低かったが、60年代の農業近代化の中でこれが逆転したのが興味深い。しかし農業者の未婚率の上昇は、少なくとも40代で見る限り、ピークを過ぎたともいえる。40代の農業経営者の未婚率は68年に18%、75年に20%であったのが、82年に18%となったからである。

しかし、それでも農業経営者の未婚率は、他の職業従事者と比較しても依然として高いといえよう。

ところで、こうした独身農業者の家族状況はどのような内容となっているであろうか。40~49歳の独身者の内、非農業者の場合、一人暮らしの比率は実に56%であるのに対し、農業者の独身者では22%である。独身者とはいっても、農業者の多くは親や兄弟と暮らしていることが伺える。

(2) フランスにおける相続慣行

よく知られているように、フランスでは地域に応じて異なった複数の相続慣行の共存が見られる。例えばル・ロワ・ラデュリの「慣習法の体系」はオルレアン=パリ圏、ノルマンディー及びブルターニュ、オック語圏という3つのタイプの相続慣行が見られる。また、オーギュスタンも三つの相続慣行の特徴的パターンを析出し、次のようにまとめている。すなわちブルターニュ型は断片化された相続と均分承継を特徴とし、ピレネー型は一体的相続と長子による優先承継を、またロレーヌ型は一体的相続と均分承継を特徴とするというのである。

また、A.バルテも相続慣行と土地へのアクセスについて、北部型、ブルターニュ型、南西部型に分類し、表2のように示している。

表2 農地へのアクセス

	家族に由来する土地					家族外からの土地			合計
	相続	無償	購入	賃貸借	小計	購入	賃貸借	小計	
A. 1980年におけるすべての経営									
全国	16.0	5.3	7.7	18.3	47.3	16.8	35.9	52.7	100
北部	5.5	2.2	3.8	30.0	41.5	12.5	46.0	58.5	100
ブルタニ	13.1	2.5	14.6	17.2	47.4	17.1	35.5	52.6	100
南西部	28.2	8.7	11.2	8.1	56.2	21.9	21.9	43.8	100
B. 就農時の土地アクセス (1955年~80年に就農したすべての経営)									
全国	16.5	8.0	4.0	25.3	53.8	9.2	37.0	46.2	100
北部	4.2	2.1	0.8	37.8	44.9	4.4	50.7	55.1	100
ブルタニ	11.2	2.8	7.0	29.7	50.7	8.7	40.6	49.3	100
南西部	32.9	15.1	7.3	10.9	66.2	15.6	18.2	33.8	100

資料：A.Barthez, INSEE

この表から窺われるのは、北部の借地に依拠した大規模耕種経営と南西部の小規模な自

作経営の違い、両者の中間としてのブルターニュの位置であろう。それでも、南西部で就農時点で家族からの農地の相続と無償での農地の貸借が大きな位置を占めているとはいえ、その後、家族外部からの農地の購入や賃貸借により規模を拡大しているさまがわかる。

また、80年時点における農家世帯での夫婦共同財産制度の採用率も、南北間で大きな較差がある。

表3 農家世帯での夫婦共同財産制度の採用率

全 国	北 部	ブルターニュ	南 西 部
40.9	58.0	65.3	26.6

資料:A.Barthez

こうした相続慣行と農業経営との関連を考慮すれば、ブルターニュという、きわめて平等主義的な相続慣行を有する地方で、経営の細分化の効果を相殺するために、集約的な施設型畜産が発展してきたことも容易に理解される。もっとも、そのためにこの地方においてフランスで最も農業による環境汚染が深刻なのであるが。

また、農地へのアクセスと婚姻との関連について、P.シャンバーニュが「婚姻を遅延させる戦略」について示している。つまり、農業後継者の結婚年齢を遅らせることで、親が経営を続行することができるのである。例えば、1912～22年生まれの世代の農業者の平均結婚年齢は男子が31.3歳で、女子が23.1歳であったが、同じ結婚戦略を可能とするために、親子の年齢差を十分にとる（30～35歳）が追求された。しかし、現在、農家子弟の結婚年齢の低下と配偶者間の年齢差の縮小が見られ、社会的な適齢期が農民にも課されることになったのである。25歳以下で結婚した者は、1912～22年生まれでは、男子18.4%、女子51.9%であったのに対し、1942～47年生まれでは、男子68.2%、女子77.8%であった。

（2）農業者の結婚戦略

1) 配偶者との出会いの機会

ところで、農業者はその配偶者となるべき女性とどこで出会うことになろうか。M.Bozon, F.Hern(M.Bozon, F. Hern,"La decouverte du conjoin",Population,43-1,1988.p.131)が指摘するように、支配的階級に属するものほど身体的、感情的な出会いを好まないことが、ダンスによるような配偶者の選択に見られる。

表4 ダンスによる配偶者との出会い

男性の職業	率(100%)
・教師、公務員の中間的職業	10.7
・教授、公務員の管理層	12.4
・エンジニア、企業の管理層	14.1
・自由業、企業主	15.0
・学生	17.3
・企業の従業員	18.0
・病院や企業の中間層	19.8
・テクニシャン	24.7
・運転手	27.1
・公共部門労働者	27.2
・商人	28.9
・職人的企業の有資格労働者	29.7
・工場の有資格労働者	31.4
・無資格労働者	34.7
・職人	36.1
・農業者	37.3
全体	25.3

2) 農業者の同類婚

農業者に同類婚が多いとも言われる。また農業者は後継者の息子を結婚させたがるが、娘は農業者とは結婚させたがらないということが、しばしば指摘されている。このように、農民の結婚戦略の二重性が見られ、このことは農民家族が相互に対立していることを示しているのである。このように、結婚市場の市場規模が、同類婚により制約されているために、地理的に拡大する傾向にあり、そのことが極端な場合、「国際結婚」にまで至ると解釈することもできる。

それでは、言われているような同類婚について統計的に検討してみよう。

表5 同類婚（夫からの視点）

妻の出自	夫の職業 (25~39歳)						
	農業者	経営主	管理職	中間職	従業員	資格労働	無資格
農業者	49.2	11.7	7.9	11.4	11.0	11.7	13.7
経営主	9.8	15.1	17.7	11.5	8.7	7.5	5.7
管理職	2.5	6.4	24.0	8.4	4.5	2.1	1.3
中間職	4.7	11.7	17.6	16.0	11.0	9.2	6.6
従業員	3.7	8.2	9.3	9.6	12.6	8.1	6.8
労働者	26.5	35.9	17.7	34.2	41.8	53.7	51.8
無回答	3.5	11.0	5.8	9.0	10.4	7.6	14.0

資料：INSEE, Enquête, FQP, 1985.

上の表から見られるように、夫の側から見れば、農業者と労働者にとりわけ多く同類紹

が見られることが確認されよう。

しかし、妻の側から見れば、必ずしもそうではない。下の表6は、表5と同様であるが、女性の出自(縦軸)により、女性の婚姻がどのように規定されるかを見たものである。この表からは、女性が婚姻を通じてかなり流動的に、自らの社会的出自から自由に階層を移動することが見て取れる。

表6 同類婚（妻からの視点）

	実数	全体	農業者	職・商人	管理層	中間層	従業員	労働者
全体	34166	100	3.4	8.4	11.9	20.8	13.0	42.4
農業者	4943	100	14.0	8.8	6.3	15.4	11.0	44.5
商・職人	3318	100	2.1	13.4	20.7	24.1	11.6	28.0
管理層	1691	100	1.2	7.7	48.5	26.2	7.1	9.3
中間層	2873	100	1.3	8.2	22.9	32.2	12.6	22.8
従業員	4380	100	1.4	7.4	13.5	24.6	20.0	33.1
労働者	14488	100	1.6	7.7	5.6	18.7	12.6	53.8
無回答	2473	100	2.1	7.1	8.4	16.4	13.6	52.4

資料：INSEE,Enquête FQP,1985

しかし、自らの出身階層からの移動は主として教育による学歴取得という資本投資を必要とする。

以下の表7は、1917～46年生まれで35歳時点での女性の未婚率を、本人の学歴と彼女の父親の職業とクロスさせて示している。

表7 女性の学歴と未婚率

娘の学歴	父親の職業						
	農業者	職・商人	管理層	中間層	従業員	労働者	全体
無し	8.0	10.5	13.6	10.0	8.4	7.1	8.7
ハ・カロア	12.8	13.3	15.0	15.2	12.4	10.1	13.6
大卒	25.4	18.6	19.7	19.3	18.4	20.4	20.2
全体	8.0	10.6	15.3	12.1	9.3	7.3	9.2

資料：INSEE,Enquête Familles 1982.

上の表が明らかにしているのは、女子の高学歴化が非婚化ないし晩婚化の一要因をなしているという一般的に認められる傾向だけではない。農業者の娘による大卒資格の取得とならんや、管理層の娘の学歴資格の未取得もまた、非婚へつながる要因をなしているのではあるまいか、ということである。自らの出自が当然として期待する軌道から反れた学歴取得ないし未取得が、このように婚姻に影響を及ぼすことも考えられるのである。

それでは農業者の娘は、どのような職業に就いているのであろうか。以下の表は農業者

の娘の職業(または最後に就いた職業)を示している。

表8 農業者の娘の職業

年齢	農業者	職、商人	管理層	中間層	従業員	労働者	無回答	全体
40-59	30.3	7.4	1.1	8.6	26.9	12.9	12.9	100
25-39	12.5	4.4	2.4	17.8	44.3	12.8	5.7	100

注：年齢は 1985 年時点

資料：INSEE, Enquête Familles, 1982

当然ではあるが、若い世代ほど農業に従事する農業者の娘は少ない。彼女等は多くは店員などの従業員として勤務する。こうした職業経験を考慮した上で、下の表を見てみよう。以下の表は、娘の学歴資格の有無と、夫の職業との集計表である。

表9 女性の高学歴化と社会的階層移動

	全体	農業者	職人商人	管理層	中間層	従業員	労働者	
学歴資格無し	全体	100	2.8	6.7	2.9	9.5	10.4	67.6
	農業者	100	10.9	6.4	1.3	6.8	7.9	66.7
	職商人	100	1.3	13.5	7.0	12.6	11.4	54.2
	管理層	100	1.5	10.6	29.5	22.7	12.9	22.7
	中間層	100	2.1	4.9	11.3	23.7	12.4	45.6
	従業員	100	0.9	7.5	4.5	11.3	19.7	56.1
	労働者	100	1.1	6.1	1.3	8.5	9.2	73.7
	無回答	100	1.7	5.4	2.5	8.4	10.9	71.1
大卒	全体	100	1.3	5.2	58.9	25.6	4.6	4.3
	農業者	100	8.3	3.1	43.8	31.3	6.3	7.3
	職商人	100	0.8	7.4	64.0	21.7	3.1	3.1
	管理層	100	1.1	5.7	69.0	19.9	1.7	2.6
	中間層	100	1.2	4.9	56.8	27.4	5.5	4.3
	従業員	100	0.0	5.7	49.1	32.5	7.5	5.3
	労働者	100	0.9	3.2	51.4	30.6	7.4	6.5
	無回答	100	1.6	3.1	60.9	23.4	4.7	6.3

資料：INSEE, Enquête Familles 1982

上の表は、なるほど高学歴の女性ほど管理職層・知的職業層の夫と結婚する比率が高まり、学歴が婚姻による社会的上昇を促進することを示しているが、必ずしも、社会的出自の効果を打ち消すことはできないということも明らかにしている。

3. フランス農業における後継者不足への対応

(1) 就農数の一般的動向と新規参入者の特徴

フランス農業における後継者対策、すなわち就農助成措置については、就農助成金DJAをはじめとして、すでに久しい以前からわが国にも頻繁に紹介されており、あらためて取り上げることは差し控えよう。以下では、1995年の全国就農憲章制定後の新たな就農政策の展開を、新規参入対策を中心に検討したい。少子化問題は今後、社会経済領域において深刻な問題を引き起こすであろうが、それは伝統的産業部門における後継者不足などに直結するであろう。フランス農業における後継者対策の展開はその意味で興味深い事例を提供するに違いない。

1) 就農が争点となっている理由

わが国同様、フランスにおいても、新しい農業基本法において、就農政策にプライオリティーが置かれているが、それは青年の高い失業率だけのためではない。旧基本法下で進められてきた構造政策が人口上の隘路に逢着したことが、就農政策のテコ入れの主たる要因となっている。離農促進措置などを通じて、今日、経営主の年齢階層は平準化し、今後放出される経営数の減少が予想されているのである。構造政策は経営規模の拡大を主要な目的として展開してきたが、それは、離農促進措置と平行してなされ、この離農促進措置は、高度成長の下での、他部門での雇用の吸収により可能となった。

このように、これまでには、離農促進に伴う既存の経営の規模拡大により農業所得は向上し続けてきたが、放出される経営の減少により、就農と規模拡大との競合が先鋭化することが予想されている。この間の農政の展開を見る限り、フランスは、少なくとも、言葉の上では、就農の方を優先させようとしている。全国土での均衡した農業活動の存在が要請されているのである。土地圧力に対抗するために、農業の多角化、多様化、高付加価値化が強調されているのは、こうした事情による。

ところで、今日、フランスにおいても農業の多様な担い手として、他の職業経験を経た後での就農、非農家出身者による新規参入への助成措置が講じられている。その背景には、上述のような農業経営数の減少に伴い、農家での年間出生者数が減少し続けていることがある。例えば、90年に30歳で就農した青年は、主として60年の出生者10万人の中からリクルートされていたが、2000年では、それは70年の出生者5万5000人、2005年では75年の4万人からでしかない。農外からの新規参入者が限り就農者数は激減することになる、という配慮がある。

2) 就農者数の動向と特徴

①就農数の動向

就農助成金受給者数の動向から見る限り、92年における急落を経て、就農数は徐々に

回復しているように見えた。しかし、97年の就農数は前年度比1%増加の9113人とどまり、さらに99年の新規就農者数は7000人にまで下落しているのである。なお、97年の農業共済の新規加入者は2万1468人で、40歳未満が1万3407人(62%)であった。大まかに言って、新規就農青年の68%が就農助成金を得て、就農していることになる。

②就農の特徴

(あ) 助成金受給者

97年の就農者のプロフィールを示せば以下のようなである。地帯別に就農を見ると、平野地帯で54%(76から93年では59%)、条件不利地帯で27%(同23%)、山岳地帯19%(同18%)となっている。性別で見ると助成の割合が20、6%で、ここ数年安定している。平均年齢は27、9歳で、やはり安定的に推移しているが、30歳以上も33%いる。法人での就農が52、8%(うちGAECが34、4%、EARLが16%)を占める。ただし、構造調査によれば、96・97年の40歳未満の就農者中、法人での就農は25%でしかなかった。また農地の起源を見ると、親からの土地が53%を占め、他の家族から13%、第三者から31%、農業土地公社SAFERから1、1%、その他2、7%であった。また、作物別に見れば、乳牛を中心とした複合経営に36%(88年の22%から95年の39、9%に急増していた)、耕種部門で13%(80年代前半では常に20%を占めていたが、95年の11、2%に下落していた)であった。とりわけ耕種部門での土地競合圧力による就農の減少が認められる。また、就農以前に家族補助者であった者が26%と減少し続け、経営外で働いていた者が47%(94年では40%)と上昇し続けている。農業労働者であった者も17%(94年で14%)であった。後に見るように、就農以前に経営外で働いていた者は、通常の就農コースをたどっておらず、従って、初期学校教育で農業教育を受けていないことがしばしばである。DJA受給者の38%は、生涯教育で、必要な資格BPA/BPREAを取得している。

(い) 農業省統計調査局SCEESの調査から見た就農者の特徴

97年の構造調査によれば、96・97年に2万人の農業者が就農し、うち40歳未満は77%であった。彼らの22%が法人に就農している(91から93年では18%)。また、彼らのうち、旧経営主の子が75%、他の親族7%であり、非親族であるが、農業者の子どもが9%であった。新規参入者は9%であった。青年就農者のうち、就農以前に非農業に従事していた者が46%、家族補助者であった者が46%、法人経営の共同経営者が8%であった。青年就農者の平均経営面積は、旧経営主の子で53ヘクタール、親族ではないが、農業者の子どもが50ヘクタール、他の親族36ヘクタール、新規参入者23ヘクタールであった。また、彼らの40%以上は、専門特化した家畜飼養(とりわけ牛)であり、多くの就農者は、取得した経営の作目を維持しているが、当初の経営が専門特化していない場合、特化作目へとしばしば変更される。また、就農以前に非農業に従事していた者の半分は農業教育を受けていない。

それに対し、同時期に40歳以上で就農した者の3分の1は、旧経営主と親族関係なく、4分の3は以前に他の職業をしていた。彼らの平均経営面積は、26ヘクタールで（40歳未満では49ヘクタール）、43%が非農業を主とする兼業者であった。またその20%しか農業教育を受けていない（40歳未満では68%）。

（う）新規参入者の特徴

新規参入者を定義し、これを統計的に把握するには様々な技術的困難を伴う。例えば、取得した経営の旧経営主とは親子ではないとしても、その経営が親の経営の近隣にあり、その後の親の経営の相続を待機している場合、時期をずらした家族経営の取得であろう。例えば、95年から97年の早期引退措置により放出された経営1800の青年による取得（DJA受給者で1200人ほど）についての調査によれば、旧経営主と親子関係なく、親の経営の取得を待機するのでもない、眞の家族外就農は13.5%であった。

さて農業は「遺伝的」職業の色彩が強く、就農者の多くは農業者の子である。83年から85年に40歳未満で就農した青年のうち、旧経営主の子は68%であり、93年から95年で71%、さらに96年・97年で75%となっている。構造調査から見る限り、旧経営主の子による経営取得の割合は増加してさえいる。これは農地をめぐる競合圧力により、農外からの農地取得の困難の現れとも考えられる。

ところで、新規参入者の経営取得を促進する措置として、83年より多くの県で設置された就農総覧が、96年以降、全国レベルで制度化されている。これは、経営の取得を希望する就農候補者と、後継者のいない経営の提供とを仲介するシステムであり、97年では818件の就農がこれにより可能となった（前年度比28%増加）。97年に登録された就農候補者は1万500人であったが、それでもその62%は農業者の子どもであり、農業者の子でない農村出身者は23%、都市出身者は15%であった。法人への就農を希望する者は3分の1ほどで、また、実現された就農の30%が法人であった。DJA受給者全体に占める法人就農の割合が53%であったことを考えると、個人経営への就農が選好されていることがわかる。なお、経営の提供数は2400ほどであり、停滞気味である。もっとも、前年度比13%の減少は、早期引退制度の終焉により説明される。また、この就農総覧で実現された就農の90%はDJAの支給を伴うものであり、40%以上の就農が旧経営主の下での研修の後になされている。

さて、新規参入希望者の特徴付けのためには、全国レベルの就農総覧からは、十分な情報は得られず、各県レベルの質的分析を待つしかない。ここでは、オートガロンヌ県のADASEA資料によりながら、就農総覧による関連づけがうまく行かない理由を検討してみよう。この県の就農総覧では97年末時点で、310の候補者と、84の経営が提供され、8件の就農が実現された。まず、需要される経営は、中小規模が多い。例えば、5ヘクタール未満の経営で21%、5~19ヘクタールが26%であるのに対し、50ヘクタール以上は20%でしかない。こうした中小規模での経営に対応して、就農後、予定されてい

る経営システムも、複合作物、複合家畜、肉牛、羊肉、乗馬施設、野菜、農場ツーリズムなど、それほど面積を必要としない、高付加価値追求型の経営が想定されている。また、提供された経営も、5ヘクタール未満が15%、5～19ヘクタールが27%で、50ヘクタール以上が20%である。しかし、その5分の2は、経営建物も住居も移譲されないとする。また、提供される経営の多くが、生産クオータ、各種奨励金受給権について、著しく不十分である。

ところで、オートガロンヌ県の就農総覧登録者について、候補者の自己資金も極めて不十分である。310人の候補者中、その自己資金が5万フラン未満が半数以上おり、20万フラン未満の候補者で7割近くを占めてしまうのである。しかし、全国レベルで見て、就農に必要な資金は、平均で90万4900フランとされ（ただし就農助成受給者の97年の場合、県平均は80万700から143万フランに至るまでの幅がある）、うち、49%（44万4600フラン）は負債、さらにその27万7900フランは中長期借入金となっている。就農総覧の登録者が近年、急増しているとはいえ、その内実はとても就農に直結するものでもないことが窺われる。

（3）新規参入助成措置

1) PIDIL-FIAの内容

95年の就農国民憲章により「就農とローカルイニシアチブ発展のためのプログラムPIDIL」が制定されたが、これは、主として家族外での就農を促進するために、就農情報ポイントの設置、就農総覧の一般化、職業訓練の活用、地域事業プログラムの発展などを目的としている。

このPIDILは、全国的に規定されている措置と、職能団体との協議の下、州や県レベルで規定される措置とに分かれる。

①全国的措置

（あ）経営移譲への助成ATEは、家族外での経営移譲の促進を目的とし、引退年齢に達した経営主に支払われる。旧経営主はその自給的地片を除いて、その経営全体を移譲しなければならず、その金額は3万～7万5000フランである。

（い）相続人のいない経営者に対して、その引退予定日の18カ月以前での就農総覧登録にたいする奨励措置がある。定額助成金の2万フランは、移譲者が上記助成金ATEを受給していないことを条件に、青年の実際の就農後に支払われる。これは、就農総覧に提供される経営が、しばしば、緊急避難的に、やむなく提供されるために、取得に耐えるようなものではないことによる。より早期での移譲経営の探索により、必要とあれば取得可能なように整備することが可能となる。

（う）また、取得すべき経営の診断に対する助成金6000フランが青年に支給される。

（え）青年が取得を希望する経営での1年間の「後見人の下での実習」に対し、実習生は月額2500フランの助成金と、社会保険料を受け取る。非農家出身青年に対し、実習

を通じた経営取得準備を可能とする。

(お) 職業訓練の受講のために、経営を不在にしなければならない青年に対する、ヘルパー雇用への助成金が支給される。これにより、50日を限度に、1日につき300フランでヘルパー利用費用を助成する。

(か) 経営探索への助成が、農業職能機関を対象に支給される。こうした機関は、近年中に放出される相続人のいない経営を探査し、取得を準備する。例えば、ミディピレネー州では、経営支援取得プログラム PATRE がこの措置として取り組まれている。これは、相続人のいない経営を探査するためのコミューンの地図の作成、探査された経営の事前診断を内容とし、それぞれコミューンあたり 6000 フラン、経営あたり 2000 フランが助成される。また、取得者の探索としては、教育コース1日あたり 2500 フラン、「経営発見研修」1日あたり 2000 フランが助成される。こうした活動を担当する県青年農業者センターと県農業経営構造整備協会とが助成の対象である。

②地方自治体レベルで規定される措置

州や県で職能団体との協議の下で規定される措置としては、次のようなものがある。

(あ) リレー方式による農場の仲介

複数の町村からなる広域行政圏が後継者のいない経営を買い取り、整備した後に、青年に10年ほどの賃貸し期間を経た後での売却するような事例がしばしば見られ、その際、この措置が利用されている。

(い) 経営資本の漸進的な移譲

数年後に堅実な計画を提出することを条件に、農業活動の最初の経験を行うに際しての投資助成が規定される。ミディピレネー州では、2万5000 フランを上限とした助成金が支給される。これは、当面のところ必ずしも堅実ではないように思われる候補者に対しても助成の手をさしのべようとするものである。

(う) 取得される経営や住居の整備

ミディピレネー州では、家族外で就農し、築後10年以上の家を購入ないし賃借する青年、または彼に住居を賃貸しする旧経営者が、家を改修するに際して必要な費用を5万フランを限度に助成する。

(え) 農業多様化への支援

例えば、高品質産品（ラベル・ルージュ等）生産を伴う就農に対して、ミディピレネー州では3万5000 フランを限度に助成し、ペイ・ド・ラ・ロワール州では、農場產品加工、貯蔵、農場ツーリズムなどへの投資に対し2万フランが助成される。

2) PIDIL-FIA の活用状況

①98年より、就農基金 FIA が創出された。これは、後継者のいない経営放出に対し、新たな候補者の就農を促進することを目的としている。

② 99年予算から

就農基金 FIA については、1億4500万フランが計上されている。経営移譲助成金により、1000人以上の新規参入者の就農を可能とするであろう。また、DJAは6億4500万フラン、1万人の新規就農を予定している。

(4) 新規参入支援施策の具体的展開

1) 就農診断の実施

オートガロンヌ県農業経営構造整備協会と県農業会議所技術部による就農診断の事例を紹介し、就農段階での支援の実体を明らかにすると同時に、新規参入における経営移譲者と取得者のプロフィールを浮き彫りにしたい。

①トゥールーズ市内在住のAさんの事例（近郊経営の取得）

(あ) 取得者とその計画

@家族的、社会的状況

取得者について：Aさんの名前、生年月日（1958年7月12日生まれ）、結婚しており、子どもが2人いる。職業活動、社会的地位については、ノヴァルティス社（著名な種子会社）の被雇用者。

配偶者について：名前と生年月日（1957年2月9日）、職業活動、社会的地位は教師。婚姻の状態、財産の分離。

取得者・移譲者との間に、いかなる親族関係もない。

(い) 教育・職業経験

@初期学校教育、実習など

BTA, BTS（植物生産）。「青年農業者」職業能力を持つか。持つ。Aさんは98年7月12日まで（40歳）に就農しなければならない。年齢条件の例外（35歳から40歳まで）が利用できる。彼の職業経験を考慮して、問題はない（「職業を経由した」後の就農）。

(う) 計画の性格と目的

県農業経営構造整備協会の「就農総覧」により、トゥールーズの近郊で、野菜作で就農を希望。Aさんは、リレー式農場が、2から3人の野菜作経営の就農を計画中の LACROIX 地区に就農の場を求めた。この計画は、「土地整備統合事業・都市近郊 OGAF-Periurbaine」の枠組みでなされる。

望ましい就農方法：購入、賃借、結合による取得。「リレー式農場」により、彼は、資金を生産的投資に向けることができる。所有地の購入は9から10年後に先延ばしされる。この期間、彼は SICOVAL の借地人で、購入約束に署名する。

カレンダー：98年7月に、最初の生産を待機しながら、数ヶ月間、勤務員としての活動を継続しながらの就農。遅くとも99年4月までには、勤務員としての活動を放棄。

生産・販売：二つの仮説があった。一つは、多様な野菜生産で、青空市場での販売。もう一つは、主要な二つないし三つの作物（皿だな、下部、タマネギなど）で、卸販売。最終的に、二つ目の仮説が選択された。青空市場での販売の歩点斜里ティーは、現在のところ未定だからである。また、他の既存の二人の野菜生産者が、彼と卸売りを発展させることを希望したこともある（共同での組織化、補完的な作物）。

労働組織：彼は、別の野菜生産者と相互扶助協力。

財政：自己資金18万フラン。DJA。職業的移動への助成。

(え) 今後の展開へのコメント（教育、組織など）：

相互扶助、機械の交換などの取り決めは、短期的に予定されている。

②移譲者とその目的

(あ) 家族状況

@移譲者：TO氏、60歳。

職業活動、社会的地位：経営者、土地所有者。

@配偶者についての記述

@共同相続人についての記述：氏名、生年月日、家族状況、子どもの数、職業、配偶者の職業、贈与（対象、日にち、金額）、繰り延べ賃金、経営労働への参加、経営の利点、資産への希望（農地、現金、資本参加）。

(い) 経営移譲の条件

@引退、早期引退、活動の継続：TO氏は、農業以外の投資を実現するために経営を売却する。「リレー式農場」の設立のために SAFER に売却することで、彼は、OCAF 助成2万フランを受ける。

(う) 移譲者の目的

@目的：例えば、労働道具のまとまりを維持し、それを家族枠組みで移譲、引退時の補完的所得を得る。家族の住居を維持し、配偶者を安全にする。家族の親睦を維持、共同相続人間の平等を保証、特定の共同相続人の優先、意志決定の力を保持、最少の税金での移譲。

TO氏は、農業以外での投資のために経営を売却する。その目的は、トゥールーズに近いこの部門（野菜）の価格にあった価格で売却すること。

@移譲様式：売却

@特別の問題：配偶者の地位、付加価値税、負債

@移譲の日時：1997年12月、SAFERへの売却。97年12月～98年12月、SAFERでのストック。98年12月、SICOVALへの売却、V氏による購入の約束を伴う賃貸。

@予想される展開：2008年までには、V氏による購入。

③取得される経営、就農支援

所有地は、今まで、穀物として経営されてきた。売却時に、多くの候補者がいた。所有地の分割に当たっては、当該のパートナーとの間で話し合いがなされ、20ヘクタールが統治の青年農業者に売却され、8ヘクタールが、「農場リレー方式」で、3人の青年の就農のために、SICOVALに売却された。

(5) 新規参入支援システムの構築

フランスでは、これまでに2回ほど、全国農業普及協会により、就農政策の評価が行われている。最初の評価は、全国就農憲章の1年前、1994年に実施され、その成果が同憲章に反映されている。次いで、2回目の評価は、1998年の10月に最終報告書にまとめられており、すでに、その成果が、地域レベルでの就農政策で具体化されつつある。例えば、ミディ・ピレネー州青年農業者センターは、99年2月8日の州知事との会談の際に、この州での就農政策の実施について新たな提案をしているが、その内容は、この全国普及協会による評価をふまえたものであった。

ここでは、この就農評価に関する最終報告書を要約することで、今後、わが国における経営継承システムの構築にむけた留意点を指摘しておきたい。

98年の評価は、94年のそれと比較して、家族外での就農（新規参入）に強調点が置かれていることを除いては、それほど異なったものではなく、その考え方は次のようである。すなわち、その政策評価に際して、就農助成は助成金や融資の支給という一回限りの施策としてとらえられているのではなく、就農以前での情報提供から就農後3年間に及ぶ長期的なプロセス全体を通じた支援としてとらえられている。以下、このプロセスの段階を追って、フランスの就農政策の改善の余地がどこにあり、どのような提案がなされているかを見てみよう。

1) メンタリティーの改善

この分野では、就農促進的な地域環境の促進と普及員その他への教育の徹底が提案されている。昨今の就農数の減少は、とりわけ耕種部門で顕著に見られように、既存の経営による規模拡大（農地や、奨励金受給権）と就農候補者との競合によるところが大きいと考えられている。しかも、新たなCAP改革による予防的な規模拡大行動が、ここしばらく続くとみられている。こうした傾向は、就農助成金受給に当たり要請される就農最低所得基準を引き上げることになる。例えば、オートガロンヌ県では、94年のそれは6万2641 Francであったが、97年は9万3300 Francと、わずか3年間で48%の上昇を示しているのである。このような事情の下では、（規模拡大なしでの就農を想定し得ない）相続人のいる経営者も、家族外での就農候補者を競合者と見ることになる。そのために、新規参入が困難となると同時に、たとえ就農が可能であったとしても、その後の村落社会への統合が困難を伴うことになる。その意味で、就農的な地域環境が是非とも必要なのである。よく知られているように、高付加価値産品や生産多様化が進んでいる地域ほど、就

農数の減少は緩和されているのである。

ところで、これまでの30年にわたる構造政策の展開の下で、現場の普及員や農業団体職員は、所得の向上のために、ほとんど唯一の解決策として、規模拡大を提案してきた。日常的に農業者と接触のある彼らに対し、規模拡大の前に、経営全体での高付加価値化、多様化を考察させるようなシステムの内的最適化手法・基準を提案する必要がある。また、彼らからの経営取得機会の情報を就農施策当局にフィードバックさせることが課題である。

2) 経営の早期探索と関連づけによる取得機会の増大

この分野では、移譲者の早期探索と早期での移譲準備、家族外候補者との関連づけへの普及員の動員が提案される。相続人のいない移譲者は、経営停止を申告しないか、あるいは遅くにしか申告しない。家族外候補者への情報が遅れ、就農候補者がいないことを理由に、経営の解体が県農業方向付け委員会CDOAで認可されてしまう。もっとも、経営の提供は、隣人に高く売却ないし賃貸しするために最後の最後まで、外部には隠される例もある。しかし、ピカルディーでの調査によれば、青年への経営移譲の希望が強く見られ、経営の解体は、遅れた意志決定の結果であり、移譲者は自ら築いてきた経営が解体する挫折感を金銭的に埋め合わせようとするのである、という。5年～10年に及ぶ、移譲を早期に準備するための同伴措置が必要である。というのも、通常引退者は、引退前の18カ月前から6カ月前に決断しているが、取得可能なように経営を整備し、また新しい取得候補者とのあいだに信頼関係を築き、引退後の住居問題をふくめた経営移譲を準備するためにも、長期の時間が必要なのである。就農候補者への同伴措置の必要性は、久しい以前から指摘されてきたが、移譲者への同伴措置が今後強化されなければならない。

ところで、早期からの準備が必要なことは、就農候補者にも当てはまる。とりわけ家族外就農候補者の場合、取得すべき経営が未確定な場合がしばしばあり、就農計画も当初は曖昧であることが多い。潜在的な取得経営と接触を繰り返すことで、就農計画も徐々に具体的になってくるのである。早期からの移譲者と取得者との関連づけにより、就農が早められ、就農後の経営の迅速な発展が期待されるのである。

3) 就農プロセス全体を通じた同伴措置

この分野では、就農情報の提供から、就農後のフォローアップに至るまでのプロセス全体を通じた同伴措置の質の向上が提案される。これは、とりわけ、家族外就農者に対して、就農計画を徐々に深化させることで、つつましい規模での、高付加価値化による就農を可能とする。候補者が就農情報ポイントとの最初の接触時に、その後の就農プロセスがプログラム化されることが好ましく、そのためにも、各就農支援機関との緊密な関係が不可欠であり、すべての情報が、このポイントに集中されることが望ましい。候補者にとっては、このポイントの進行役がコンタクト・パーソンであり、彼によって、その後の就農プロセス全体が体系的に組まれていることが望ましいのである。

ところで、この分野での改善の余地は、やはり、候補者の多くが、遅くに就農プロセスに着手することにある。これには、いくつかの制度的な問題点が指摘されよう。例えば、

40時間の就農事前研修の有効期間は1年間敷かなく、この研修の1年後までには就農が実現されていなければならないために、プロセスにおける様々な措置が就農候補者にとっては、助成金を受けるための形式的な手続きととらえられ、就農計画は、その後の就農過程における導きの意図とは考えられていないのである。しかも、しばしば、就農事前研修でとりまとめられる就農予測調査においても、取得される経営の単なる拡大再生産で敷かなく、多角化に向けた経営システムの転換が図られることは希である。これは、就農予測調査が、単に、就農最低所得をはじき出すべき形式的な書類としてしか考えられていないことによる。助成金申請書類が県農業方向付け委員会 CDOA に送付されるまでに、非古典的な新しい就農計画についての特別の措置があるのは、33%の県でしかない。たとえば、アヴェイロン県では、事前研修において、県青年農業者センターの代表が出席し、候補者による就農計画のプレゼンテーションを受けることで、農業者センター代表は、その後の県農業方向付け委員会において、非古典的な就農計画を持った候補者の申請も支援することができる。

4) 就農後の同伴措置

就農後の同伴措置が体系化されているのは57%の県でしかない。例えば、ソム県では、1年目に3400フラン、2年目に1700フラン、3年目に850フランのフォローアップ費用が支援され、経営診断などのサービスが得られる。しかし、多くの県の農業会議所の普及員は、専門化された普及に特化しており、農村振興への青年の統合を促すような、全体的なアプローチの手法が確立されていない。

おわりに

晩婚化や非婚化、少子化というきわめて現代的な現象は、農業・農村部門においては、久しい以前から「結婚難」、後継者不足、後継予定者の農村流出という形で現れてきた。筆者の知る限り、とりわけ少子化対策に的を絞った、農業・農村部門独自の施策があるとは思われないが、今後、農村部での事実婚の実態や育児支援施策の展開などの調査が待たれよう。

参考文献

拙稿(1994年)：「結婚市場と農民-ピエール・ブルデューの所説に寄せて」、「農業総合研究」48-3

拙稿(1997年)：「フランスにおける新規就農政策の動向」、農業総合研究所

ベルギーの家族政策と出生力の緩慢な低下

ニコル・マルパス(ルーベン・カトリック大学人口研究所)

ベルギーは過去40年間に出生力低下を経験したが、その速度は非常に緩慢で一定であった。ベルギーの合計特殊出生率は1960年の2.56から1996年の1.59へと低下した。フランダース、ブリュッセル、ワロニアの間で観測された格差は女性が生む子供の数の差によるというよりもむしろ3地域における出生力変動のタイミングのずれによるものである。コーホート別の完結出生力を考慮に入れるるとすると、1930年生まれのコーホートは平均2.29人の子供を生んだが、第2次大戦直後に生まれたコーホートで置き換え水準を割り(1.93)、続く出生コーホートで次第に低下した(1955年生まれのコーホートで1.83)。本稿においては出生動向を記述するとともに、経済情勢と特に過去30年間にベルギー政府と3つの地域政府によって採られた家族政策上の全施策を記述する。1920年以降、ベルギー、特にワロン地域は出生力低下に大きな関心をもってきたが、時間の経過に伴う政治制度の複雑さのため、出生動向に対する一貫した対策の実施が妨げられてきた。これらの要因がデータの永続的な不備と相まって本稿における分析が限定された。

Belgium's Family Policies and the Slow Decline of Fertility

By Nicole Malpas¹

Abstract

Belgium has experienced a decline of its fertility over the four last decades but at a very slow and constant pace. The Belgium Total Fertility Rate (TFR) dropped from 2,56 in 1960 to 1,59 in 1996. The differences observed between the TFR of Flanders, Brussels-Capital and Wallonia are mainly the result of a de-synchronisation in the timing of fertility between the three regions, rather than the result of a difference in the total number of offspring women have. If we take into account the completed fertility by cohorts, it appears that the 1930 cohort had an average of 2,29 children per woman, a figure which dropped under the replacement level after World War II (1,93) and declined slowly with the successive cohorts (1,83 for the 1955 cohort). In this paper, we describe the evolution of fertility in relation to the economic trends and more especially to all the family-policy measures which have been taken over the three last decades by the Belgian State, the three Regions and/or the three Communities. Even if Belgium and in particular the Walloon Region have been very preoccupied since 1920 by that fertility decline, the complexity of the political system over time has prevented the implementation of coherent actions to counteract this trend. These factors combined with a permanent lack of data limited the analysis we undertook.

1. Introduction

Ever since Belgium was founded in 1830, successive governments have tried to implement a family policy. This policy was circumstantial rather than founded on ideological presuppositions, and was aimed at reinforcing the bourgeois, secular, family model of the dominant classes, even if this model did not correspond with the realities experienced by the majority of the population. The early social measures were granted to reinforce the basic family model in the most fragile social classes as well as to ease the poverty in which a large part of the population was living. As a result, only certain categories of families received this assistance. And the combined influence of socialism and social Catholicism did not manage to erase the ambiguity of those early benefits systems, intended to stabilize worker households, and therefore balance the labour market and maintain production forces. It was thus a certain pragmatism, rather than a long-term and clearly defined political aim, that governed the birth of the state health and family benefits system until World War II. This pragmatism would demand the extension of the system to a growing number of households, category by category, according to necessities and needs. In the meantime, the first signs of fertility decline arose and caused some worries (Commission of the European Communities, 1991, pp. 12-13).

Since the 1960s and 1970s, the development of family policy has clashed with a commitment to emancipation, supported in particular by feminist movements. On the other hand, the preoccupation towards fertility decline, present since the 1920 and underlined strongly by the Sauvy report in 1962, pleaded for new family-friendly regulations. Subsequently, successive governments adopted a series of measures which strove to combine the interests of individuals and those of families; and unite the freedom of choice within the family and that of individuals. Although reforms and simplifications were imperative, it happened that the different governments only produced an accumulation of laws and regulations to remedy various economic and social situations, resulting in a collection of confusing complex measures. In fact, the situation became even more complex after the 1980 State reform, when aid to individuals and families fell under regional jurisdiction, while matters concerning Social Security (family benefits), taxes, and the legal system come within the competence of the State. As the boundaries between the various competencies are not always clearly defined, it often leads to conflicts between the responsible agencies or bodies, or to an unevenness in the implementation of certain political orientations (Commission of the European Communities, 1991, pp. 12-13).

¹ Institute of Demography, UCL, Louvain-la-Neuve, Belgium and NM Consultants, Liège, Belgium.

As far as our report is concerned, the most important measures that will be analysed are undoubtedly those easing work hours and conditions, in particular to enable employees to combine family and professional lives, the extension of maternal leave, the implementation of career breaks and improvements in childcare facilities.

2. The institutional context of Belgian family policies

Family policy in Belgium, along with other aspects of politics, is closely shaped by the country's linguistic and cultural complexity, and by the resulting institutional complexity. It is necessary therefore to sketch some of the outlines of the institutional context within which policies are framed.

Belgium is situated at the intersection of the Latin and the German cultures, and has been split by a linguistic boundary since the first century. This divides the Nation into two different cultural-linguistic communities, the Flemish and the Walloons. These linguistic-cultural differences have been accentuated by the divergent economic development of the two communities over the last two centuries (Allen, 1992, p. 15).

Conceived as a unitary decentralised State since its independence in 1831, nowadays, Belgium can no longer be characterised as a unitary State. It has joined the group of nations, which try to solve internal conflicts caused by ethnic differences through granting a greater autonomy to their linguistic-cultural groups. Belgium has peacefully evolved into a federal State with federated entities (Communities, Regions), each having its own Legislature, Executive and civil service, and being responsible for educational, cultural and economic matters.

"The division of Belgium into four linguistic regions was enshrined in the 1970 Constitution. Until this date, the linguistic boundary was not relevant in terms of the institutional framework. The 1970, 1980 and 1988 revisions of the Constitution, however, gradually established federated entities: three Communities, competent for educational and for cultural matters, thus meeting the Flemish demand for cultural autonomy, and three Regions, competent in economic matters, meeting demands on the part of the Walloons. The need for economic autonomy must be seen against the background of the inverse economic development of the Regions. Whereas the prosperous Wallonia, economically, gradually declined, Flanders became a thriving region. This - combined with the different conceptions of the economic policies to be pursued, shared by the regional political parties - ultimately led the Walloons to believe that it would be better to take their economy in their own hands. In order to allay Walloon fears of ending up in a permanent minority position, important safeguards were provided in national decision-making, in the spirit of the 'elitist consensus', so typical of Belgian politics " (Allen, 1992, p. 18).

"As we have said earlier, Belgium is composed of *four linguistic regions*: a French-speaking region (Provinces of Hainaut, Luxembourg, Namur and the Province of Liege, except for the German-speaking municipalities, and one administrative district of the Province of Brabant: Nivelles), a Dutch-speaking region (Provinces of Antwerp, East Flanders, West Flanders, Limburg, and two administrative districts of the Province of Brabant: Hal-Vilvorde and Leuven), the German-speaking region (nine municipalities in the Province of Liege) and the bilingual region of Brussels-Capital (nineteen municipalities in the Province of Brabant, including the city of Brussels). The concept 'linguistic region' is important because it indirectly determines the territorial competence of the federated entities of Belgium.

Belgium has three *Communities*, mainly competent for educational and for cultural matters: the French Community, the Flemish Community, the German-speaking Community. The three Communities have exclusive jurisdiction in their respective unilingual linguistic regions. The French Community and the Flemish Community, on their part, have also jurisdiction in the bilingual region of Brussels-Capital, depending on whether or not the relevant matter is exclusively related to one or to the other Community.

Belgium comprises three *Regions* having broadly defined competence in the economic area: the Walloon Region governing the French-speaking region and the German-speaking region, the Flemish Region governing the Dutch-speaking region, the Brussels-Capital Region governing the bilingual region of Brussels-Capital" (Allen, 1992, p. 20-21).

The double set of federated entities has created a complex institutional framework. Like the State, each Community and Region has a legislative body, called 'Council', and a Government, called 'Executive', as well as its own civil service.

This means that there are three Councils for the Communities, one each for the Flemish Community, the French Community and the German-speaking Community and three Councils for the Regions, one each for the Flemish Region, the Walloon Region and the Brussels-Capital Region. Each of them has a Government. Instead of six

Councils, Executives and administrations, there are in fact only five. The reason is that in Flanders, the Councils and Executives of the Flemish Community and the Flemish Region, though not legally 'merged', are organised and managed as one entity. Both retain their separate legal personality. Their law-making rules, while having the same legal force, have a different scope. The Flemish Council and the Flemish Executive are constituted differently, according to whether they are dealing with community or regional matters.

In terms of family policies, the Belgian situation is very complex as matters related to these policies are defined at the National, Community or Regional level. Social protection, fiscal policy, labour law and justice remain exclusively national matters. The powers of the Communities broadly relate to cultural matters (including youth policy, permanent education, physical education, sports and open-air activities, leisure and tourism, pre-schooling in nursery and day care units), education, 'personalised' matters, the use of languages, cooperation between the Communities and international cooperation. Since 1989, the Communities are empowered in educational matters except for: the determination of the beginning and the end of compulsory education, establishing minimum criteria for the issuing of diplomas and pension schemes. "Personalised matters" concern health policy (i.e., policy on health care dispensed in or out of hospitals, notwithstanding several exceptions, as well as health education and preventive medicine activities and services, with the exception of prophylactic measures at the national level) and aid to individuals. Aid to individuals pertains to family policy, social assistance policy, policy towards integrating immigrants, policy as to disabled, care of the elderly, care and protection of minors, social aid to prisoners (Allen, 1992, pp. 133-135).

The three Regions have been attributed broad competences in the economic area. Their powers include area development planning, environment, rural redevelopment and nature conservation, housing, water policy, economic affairs, energy policy, subordinate authorities, employment policy, public works and transport (Allen, 1992, p. 136-140).

The financing of the Federal entities gives rise to profound political disagreements. In the area of social security in particular, there is socio-demographic, economic differences, between the region addressed by mechanisms of redistribution based on principles of solidarity. The operation of these mechanisms is maintained by delicate political compromises which, apart from the resulting institutional complexity, do not always ensure an optimal and rational management of available resources. This produces incoherence, contradictions and obstacles which prevent the optimal operation of the policies elaborated at the different level of power.

As we can see, the policies concerning explicitly or implicitly the well being of families are fragmented, centralized or de-centralized at different levels of competencies. If we add the important role played by the municipal authorities and by all familial associations, financed by the National Level, by the Regions or the Communities, the technical and political complexity of this system is obvious (Meulders-Klein, Versailles, 1994, pp. 14-15). In Belgium change appears to happen only at slow pace, after much discussion, and the problems faced by political parties in finding a majority in Parliament often lead to somewhat incoherent compromises, or hinder change for a long time.

3. Overview of fertility trends

Belgium is a small, densely populated European country bordering on the Netherlands, Germany, Luxembourg and France. The data issued on the 1st January 1999 shows that the total Belgian population amounts 10,213,752, split up as follows: 5,926,838 in the Dutch-speaking region (58,03 %), 3,332,454 in the French-speaking region (32,62 %) and 954,460 in the bilingual region of Brussels-Capital (9,34 %; Conseil de l'Europe, 1999, p. 119)².

Figure 1 contains the annual Belgian total fertility rate (TFR) since 1960. The TFR started out at 2.5 children per woman, but as in most other European countries, it declined slowly until 1996 (1.59 children per women). If we compare Belgium's TFR to those of France, Luxembourg and Netherlands, it appears that its pattern is similar to those of its neighbours (figure 2). On the other hand, comparison with TFR of countries as Sweden and ex-GDR whose TFR fluctuate considerably in the short-term (figure 1), shows Belgium's rate as being more steady. Given that fluctuations in the Swedish (Hoem, 1996) and ex-GDR rates are usually explained as responses to political change, this suggests that Belgian fertility remains independent of short-term political events or decisions.

² The national population census of 1 March 1991 shows that the total Belgian population amounts to 9,978,681, split up as follows: 5,768,925 in the Dutch-speaking region (57.81%), 3,188,093 in the French-speaking region (31.95%), 954,045 in the bilingual region of Brussels- Capital (9.56%), 67,618 in the German-speaking region (0.68%).